

別表 1 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（地域密着型サービス等整備助成事業）

1 区 分	2 基準額 ※以下の単価内で市 町村長が定める額	3 単 位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る費用は対象としないものとする。 なお、地域密着型特別養護老人ホーム併設のショートステイ用居室の補助対象は原則として、10床を上限とする。
・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数	
・ 小規模な介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
・ 小規模な養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数	
・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数	
・ 小規模な介護医療院	66,000 千円	施設数	
・ 認知症高齢者グループホーム	39,600 千円	施設数	
・ 小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
・ 認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	
・ 介護予防拠点	10,500 千円	施設数	
・ 地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	
・ 生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	
・ 緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	
・ 施設内保育施設	14,100 千円	施設数	
・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数	

介護施設等の合築等			
	上記の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基準単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる
空き家を活用した整備			
	・認知症高齢者グループホーム	7,000 千円	施設数
	・小規模多機能型居宅介護事業所		
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	・認知症対応型デイサービスセンター		
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
	・特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数
	・介護老人保健施設		
	・介護医療院		
	・軽費老人ホーム		

注1) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基準単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

注2) 小規模な介護付きホームのサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

注3) 空き家を活用した整備については、原則として、当該空き家を自己所有とし、10年以上継続して活用されることを条件に、共用部の改修や専用部のバリアフリー改修及び老朽化が著しく利用者の安全を損なう恐れがある設備の改修に係る経費を補助対象とする。

別表2 配分基礎単価

老人福祉施設開設準備経費助成事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1 区分	2 基準額 ※以下の単価内で市 町村長が定める額	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 職業訓練期間中の雇上げは最大6か月間。
定員30名以上の広域型施設等			
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	
・ 介護老人保健施設			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 介護医療院			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	注5)の条件に応じた以下の額とする。 4,960 千円又は 4,580 千円	施設数	
・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員29名以下の地域密着型施設等			
・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・ 小規模な介護老人保健施設			
・ 小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 小規模な介護医療院			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600 千円	施設数	

	・ 小規模な養護老人ホーム	496 千円	定員数		
	・ 施設内保育施設	4, 960 千円	施設数		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
	・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	大規模修繕が、概ね1千5百万円以上の場合は以下の額とする。 352 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICT の導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発 0414 第1号・老振発 0414 第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。	
	・ 介護老人保健施設				
	・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
	・ 介護医療院				
	・ 養護老人ホーム				
	・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
		大規模修繕が、概ね5百万円以上1千5百万円未満の場合は以下の額とする。 325 千円			
定員29名以下の地域密着型施設等					
	・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	大規模修繕が、概ね1千5百万円以上の場合は以下の額とする。 352 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。		
	・ 小規模な介護老人保健施設				
	・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
	・ 小規模な介護医療院				
	・ 認知症高齢者グループホーム				
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所				
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5, 417 千円	施設数		
	・ 小規模な養護老人ホーム	163 千円	定員数		
	・ 施設内保育施設	1, 626 千円	施設数		

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
・介護予防拠点	109 千円	1 か所	

注1) 小規模な介護付きホームのサービス付き高齢者向け住宅については、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。

注2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入についての介護施設等の大規模修繕とは、下記（1）又は（2）に該当するものとし、修繕の内容が下記に該当するかの判断を市町 村及び県に事前に協議しなければならない。

（1）施設の一部改修：一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

（2）施設の付帯設備の改造：一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

なお、（1）、（2）の一定年数とは、おおむね10年とする。

また、大規模修繕にかかる経費については、対象とはならない。

注3) 介護ロボット・ICTの導入時期は、概ね大規模修繕の契約日以降6か月の期間内でなければならない。

注4) 介護ロボット・ICT導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用し、別紙様式1に基づき別に県が定める日までに市及び県に報告するものとする。なお、介護ロボットについては導入後3年間、ICTについては導入翌年度まで報告しなければならない。

注5) 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）については、サービス提供地域の拡大又は利用者数の拡大を目的とするもので、以下の条件（1）～（3）のいずれかの条件を満たす必要があり、当該条件に基づく補助基準額は、別表2-2のとおりとする。

（1）サテライト型事業所を設置するもの。

（2）看護職員の常勤換算数が5.0未満の事業所にあつては、増員後、看護職員の常勤換算数が5.0以上

となるもの。ただし、常勤換算数 1.0 以上の看護職員の増員を必要とする。

(3) 看護職員の常勤換算数が 5.0 以上の事業所にあつては、看護職員の常勤換算数を 2.0 以上増員するもの。

別表 2-2 配分基準単価

上記条件区分	基準額	備考
1. (1) の条件の外に、(2) 又は (3) の条件を同時に満たす場合	4,960 千円	サービス提供地域・利用者の拡大、サテライト事業所の設置、看護職員の常勤換算数の拡大等に関する「実施計画書」を提出すること。 その後、「実施計画書」の内容に偽りがあったことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金を市町村に納付させることがある。
2. (1) ～ (3) の条件を一つのみ満たす場合	4,580 千円	

別表3 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

1 区分	2 基準額 ※以下の単価 内で市町村長 が定める額	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室→ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	2,600 千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	
介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム	3,820千円	施設数	
共生型サービス事業所の整備			
・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,130千円	事業所数	

注）いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表4 配分基礎単価

地域密着型老人福祉施設整備推進事業（介護職員の宿舎施設整備事業）

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業（定員30名以上の広域型施設）			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 特別養護老人ホーム	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）	1／3	
・ 介護老人保健施設	33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。		
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 介護医療院			
	※なお、介護職員定員数に 3,734 千円を乗じた額を配分基準の標準額とする。		

注1) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

注2) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。

注3) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

注4) 入居者については、介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や当該施設以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。